

**平成28年度  
第1回 北広島市行政不服審査会  
議事録**

<b>日時</b>	平成28年6月10日(金) 午後6時00分から午後6時50分まで		
<b>場所</b>	北広島市役所 本庁舎2階 会議室		
<b>出席者</b>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>【委員】</b> 50音順(敬称略)            小川 里美            秦 博美            米田 雅宏         </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>【市・事務局】</b>            北広島市長 上野 正三            総務部長 浜田 薫            総務課長 高橋 直樹            総務課主査 本宮 昌宣            総務課主任 熊谷 遼三         </td> </tr> </table>	<b>【委員】</b> 50音順(敬称略) 小川 里美 秦 博美 米田 雅宏	<b>【市・事務局】</b> 北広島市長 上野 正三 総務部長 浜田 薫 総務課長 高橋 直樹 総務課主査 本宮 昌宣 総務課主任 熊谷 遼三
<b>【委員】</b> 50音順(敬称略) 小川 里美 秦 博美 米田 雅宏	<b>【市・事務局】</b> 北広島市長 上野 正三 総務部長 浜田 薫 総務課長 高橋 直樹 総務課主査 本宮 昌宣 総務課主任 熊谷 遼三		
<b>傍聴者</b>	なし		

発言者	議事録
浜田部長	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 委嘱状の交付</b> (会議に先立ち、上野市長から各委員に委嘱状の交付を行った。) 事務局が会議の開催を宣言し、会長が選出されるまでの間の会議の進行については事務局で進める旨報告する。 全ての委員の出席があるので、北広島市行政不服審査会条例第4条第3項の規定により、本日の会議が成立していることを報告する。</p>
上野市長	<p><b>3 市長挨拶</b> 上野市長が挨拶を行った。</p>
浜田部長	<p><b>4 出席者の紹介</b> 事務局から自己紹介を提案する。 各委員及び事務局が自己紹介を行った。</p>
秦会長	<p><b>5 議事</b></p> <p><b>(1) 会長の選出</b> 委員の互選により、秦委員が会長に選出された。</p> <p><b>【会長挨拶】</b> 秦会長が挨拶を行った。</p> <p><b>【公務により上野市長が退席】</b></p> <p><b>【会長職務代理者の選出】</b> 秦会長が、北広島市行政不服審査会条例第3条第3項の規定により、会長職務代理者として、小川委員を指名した。</p>

【小川委員了承】

小川委員が会長職務代理者となった。

(2) 北広島市行政不服審査会の運営

ア 会議の公開等の方針

秦会長 会議次第に基づき、議事を進めます。北広島市行政不服審査会の運営について審議します。まず「会議の公開等の方針」について、事務局から説明をお願いします。

高橋課長 当審査会の会議について、北広島市情報公開条例第 20 条及び北広島市市民参加条例第 9 条第 6 項の規定により、原則、公開とすることを提案します。

また、審査請求人から会議の公開を希望しない旨の申出があった場合や公開することが適当でないと認められる場合は、この会議に諮った上で公開か非公開かを決定することを提案します。

秦会長 皆様から御質問や御意見など、何かございますか。

【質疑・意見なし】

【原案のとおり決定】

イ 北広島市の行政不服審査制度の概要

秦会長 続きまして「北広島市の行政不服審査制度の概要」について事務局から説明をお願いします。

本宮主査 配布資料の別紙 1 を御覧ください。

【配布資料の別紙 1 に沿って説明】

秦会長 皆様から御質問や御意見など、何かございますか。

【質疑・意見なし】

ウ 北広島市の過去の不服申立ての状況

秦会長 続きまして「北広島市の過去の不服申立ての状況」について事務局から説明をお願いします。

本宮主査 (配布資料の別紙 2 の過去の不服申立て状況の一覧に沿って説明)

複数ある案件のうち新制度においてこの行政不服審査会の諮問対象となるような案件は、ここ 5 年間では平成 25 年度の個人市道民税の賦課決定に対する異議申立ての 1 件であること。市長に対する異議申立ては他に 1 件あるが、情報公開請求に係る案件であり、この審査会の諮問案件とはならないこと。それ以外の不服申立てについては、知事など請求先が異なるものになること等の説明を行う。

秦会長 皆様から御質問や御意見など、何かございますか。

秦会長 確認ですが、生活保護に関する処分は法定受託事務なので知事に対する審査請求となるわけですが、不服申立てはかなり多いのですか。

本宮主査 実際には同じ審査請求人が毎年不服申立てを行っており、生活保護費に関する不服申立てと聞いております。結果は、いずれも棄却になっております。

【他に質疑・意見はなし】

エ 審査請求があった場合の諮問・答申の流れ

秦会長

続きまして「審査請求があった場合の諮問・答申の流れ」について事務局から説明をお願いします。

本宮主査

配布資料の別紙3を御覧ください。これは、行政不服審査請求事務取扱マニュアル資料の抜粋です。

はじめに図1として掲載している「審査請求に係る大まかな事務手続の流れ」という1ページの図を御覧ください。

通常、審査請求人から審査請求を受け付けますと、市長から審理員の指名が行われ、審理員による審理手続が開始されることとなります。審理員による一連の審理手続が終了した後、審理員は審理員意見書を作成します。

市長は、審理員意見書の提出を受けた後、審理員意見書及び事件記録の写しを添えて、この行政不服審査会に諮問をすることになります。

続きまして、同じく別紙3の資料の13ページを御覧ください。図2として「行政不服審査会等における調査審議手続の大まかな流れ」を掲載しています。委員の皆様方には、おおむねこの図に従って調査審議をしていただき、最終的な答申をいただきたいと考えています。開催の回数は、その事件の内容によって異なると思われませんが、1事件につき1回から3回程度の開催を見込んでいます。

(行政不服審査裁決・答申データベースについても説明し、答申が行われた場合は、このデータベースで当審査会の答申内容が公表される旨説明する。)

秦会長

皆様から御質問や御意見など、何かございますか。

【質疑・意見なし】

オ 北広島行政不服審査会の事務処理等

秦会長

続きまして「北広島行政不服審査会の事務処理等」について事務局から説明をお願いします。

本宮主査

当審査会の庶務は、私ども事務局の市総務部総務課において行わせていただいております。先ほどの説明資料にもありましたように、行政不服審査会の諮問から答申までの流れの中では、例えば、意見陳述の申立てや、提出資料の閲覧等の求めなど種々の細かい事務手続があります。

こういった事務処理に際しては、行政不服審査法に基づいた審査庁による事務処理の方法や、総務省に設置されている国の行政不服審査会の事務処理の方法にならって行うこととしますので、事務処理等の取扱い及び運用を事務局に一任をいただきと存じます。

具体的な事務処理の方法については、配布の「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル」の例により行うこととしたいと考えております。

併せて、当行政不服審査会の印及び会長の印を議案書の5ページに記載のとおりとしたいと存じます。

秦会長

皆様から御質問や御意見など、何かございますか。

【質疑・意見なし】

【原案のとおり決定】

秦会長	<p>カ 今後の会議の開催方針</p> <p>続きまして「今後の会議の開催方針」について事務局から説明をお願いします。</p>
高橋課長	<p>本日の会議におきまして、本市の行政不服審査会の運営方針を決定することができましたので、今後につきましては、審査請求に関する諮問案件が発生しない限りは、会議を開催しないこととしたいと存じます。</p> <p>また、審査請求に関する諮問案件が発生しなくても、委員の皆様からの提案又は事務局から協議・報告すべき事項が発生した場合については、会長と相談の上、会議の招集及び開催をお願いしたいと存じます。</p>
秦会長	<p>なお、審査請求に関する諮問案件が発生した場合は、迅速な会議運営を図るためにも、委員の皆様の勤務先等を考慮して、市役所のほか札幌市内での会議開催も検討したいと考えております。</p> <p>皆様から御質問や御意見など、何かございますか。</p>
秦会長	<p>【質疑・意見なし】</p> <p>【原案のとおり決定】</p> <p>本日の議事は全て終了しましたが、全体を通して委員の皆様から御質問や御意見など、何かございますか。</p> <p>【質疑・意見なし】</p>
秦会長	<p>それでは、本日の議事を終了します。その他として、事務局から連絡事項はありますか。</p>
本宮主査	<p>6 その他</p> <p>(事務連絡その1：本日の会議の議事録の取扱いについての提案)</p> <p>北広島市市民参加条例の規定に基づき議事録は公表(ホームページ掲載)となる旨報告するとともに、議事録は概要版の議事録とすることを提案。</p> <p>議事録の公表に当たっては、各委員にメール送信等を行って作成した議事録の内容を確認をしていただき、了承を得た後に公表する取扱いでよいか提案。</p>
秦会長	<p>事務局から提案がありましたか、委員の皆様よろしいですか。</p> <p>【委員全員了承】</p>
本宮主査	<p>(事務連絡その2)</p> <p>報酬の支払に関し税務署に提出する支払調書に係るマイナンバー提供のお願いについての事務連絡を行う。</p>
秦会長	<p>7 閉会</p> <p>それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回北広島市行政不服審査会を閉会いたします。</p>
	以上